

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 本業務は、県を代表する伝統芸能である地芝居（「地歌舞伎」、「文楽・能狂言」、「獅子芝居」をいう。）の魅力を県内外に広く発信するとともに、地芝居の振興につなげるために公演を開催するもの。 会場となる「ぎふ清流文化プラザ」は岐阜市内中心部にあり、かねてより県が、伝統芸能発信拠点として屋台や背景幕などの大道具を整備するとともに、令和4年度に、花道・桝席を新設するなど、芝居小屋の雰囲気を整備してきた。 また、平成28年度から令和7年度までに40回以上の地芝居公演の開催実績を有しており、県有施設において同様の設備を有する施設は他にない。加えて、各地芝居保存団体も舞台を熟知していることから、本施設を使用することで、県内の地芝居の魅力発信と振興を最も効果的・効率的に行うことができる。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 本業務の実施においては、「ぎふ清流文化プラザ」の施設設備を熟知した上で、県内の地芝居に関する基礎知識を有し、県内各地の地芝居保存団体、振付師匠、下座、衣裳等の裏方、及び舞台関係者等との緻密な調整を経て公演全体をプロデュースし、円滑に公演を運営していく能力が求められる。 （公財）岐阜県教育文化財団（以下、「財団」という。）は、「ぎふ清流文化プラザ」の指定管理者として同施設を熟知するとともに、県内の地芝居保存団体等とのネットワークを活かし、これまでに、同施設において数々の地芝居公演を手掛けてきた唯一の団体である。 以上から、本業務の委託先は、「ぎふ清流文化プラザ」の指定管理者である財団において他にない。 なお、本業務は、県と財団との間で交わした「ぎふ清流文化プラザの管理に関する基本協定書」において指定管理者が取り組むこととされている『県が企画する同施設の設置目的（県民文化の振興及び地域の活性化を図ること）に資する事業』に該当することから、協定書に基づき、県は予算の範囲内で所要の措置を講ずるほか、その他必要な協力を行う必要がある。この点からも、委託先は財団の他にない。